

「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発
パッケージ事業」
仕様書

1. 事業名

「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業」

2. 目的

リカレント教育に関しては、教育未来創造会議において、学習成果の可視化やその発信が重要な論点として挙がっている。また、第6期科学技術イノベーション基本計画においては、リカレント教育の教育効果や社会への影響を評価できる指標の開発が求められている。

一方で、リカレント教育によって、実際に個人の能力・スキルに対してどのような成果があったかが詳細な調査結果やデータ等として可視化されておらず、またリカレント教育プログラムを受講した者の昇給・昇格といった処遇改善や評価に繋がっていない企業等も多いことなどから、社会人の学び直しに対するインセンティブが十分付与されていない現状がある。

これらを踏まえ、本事業では、リカレント教育の効果やその評価指標等を提示し、広く社会に対して普及啓発を図ることで、個人の学び直しや企業等の人材育成に関する機運を高める。併せて、個人や企業等の属性に応じた学習ニーズや期待される効果、またリカレント教育の効果に影響を与える要因を把握し、今後の大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学、高等専門学校、専修学校をいう。以下同じ。）における質の高いリカレント教育プログラムの開発や、企業等におけるリカレント教育受講のための体制整備を促進するために必要な取組の検討材料とする。

3. 事業内容

① 調査分析

学び直しを行った社会人や人材育成を行った企業等、プログラムを提供した大学等に対して、リカレント教育の実施がどのような効果（※1）をもたらしたか調査（※2）・分析を行い、取りまとめる。（※3）

その際、個人や企業等の属性に応じた学習ニーズ（分野、形態、期間、レベル等）や期待される効果を整理した上で、リカレント教育の効果に影響を与える要因（大学等が提供するプログラムの特徴や、企業等が実施する工夫（※4）等）についても把握できるようにすること。

なお、令和3年度補正予算事業「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の成果についても適宜活用すること。（※5）

（※1）考え得るリカレント教育の効果（例）

- ・個人については、特定の能力・専門的スキルの向上、職場における昇給・昇格といった処遇改善、希望のポストや職業への異動・転職等
- ・企業等については、利益の増大や生産性の向上、社員のエンゲージメント向上等
- ・大学等については、企業等との共同研究や実践的研究の増加・質向上、大学院正規課程への社会人進学者の増加、プログラムを受講した社会人と学部生の共同学修や交流を通じた学部生の意欲・キャリア観への好影響や視点の多様化等

（※2）社会人、企業等に対する調査にあたっては、統計的に有意な有効回答数が見込まれるよう設計すること。

（※3）本事業における調査分析の主な対象は、大学等が提供するリカレント教育

プログラムであるが、その検証に際しては、その他の民間事業者等が提供するプログラムとの比較検討も行うこととする。

(※4) リカレント教育成果の要因分析として考え得る観点(例)

- ・リカレント教育プログラムにおける、土日開講やオンラインの活用といった社会人が学びやすい工夫
- ・プログラムの開講時期、期間、頻度、受講者人数規模
- ・企業等経営者のリカレント教育に対する認識、考え方
- ・社員が学び直しを行いやすい環境の整備(就業時間内に行うことが可能な制度の整備、経費面の支援、組織の研修としてプログラムを導入する等)
- ・オープンバッジによる学習歴の可視化等、学び直しの評価における工夫

(※5) 当該事業の成果については就職率等一部未集計の部分があり、令和4年度補正予算事業「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業(伴走支援・横展開事業)」の委託事業者において集計、取りまとめを行う予定であり、必要なデータ等については当該委託事業者を経由して文部科学省より提供する予定。

② 指標開発

調査分析結果を踏まえ、将来的な社会人の学び直しの推進に向けて、リカレント教育の効果や社会に及ぼす影響を評価できる指標を開発する。

また、上記調査分析結果や指標を活用しながら、社会人の学び直しを推進するにあたっての課題を整理し、課題に対する改善策、とりわけ大学等に期待される役割等について提案すること。

③ 普及啓発

調査分析結果を取りまとめ、リカレント教育がもたらす効果を周知・普及啓発し、社会にリカレント教育の重要性をより一層根付かせる。

また、取りまとめた調査結果を周知する企業等や個人、大学等に対して、調査結果を踏まえた自己啓発や社内の人材育成、リカレント教育プログラムの提供に対する考え等を把握できるアンケート調査を併せて実施し、結果を取りまとめる。

4. 業務実施に当たっての留意事項

- ・3. ①～③の内容、手段等については、文部科学省と相談の上、実施すること。

5. 業務実施(委託契約)期間

委託契約締結日 ～ 令和6年3月15日

6. 成果物

成果報告書を電子媒体にて納入する。

7. 納入期限

令和6年3月15日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
リカレント教育・民間教育振興室職業教育推進係
メールアドレス：syokugyou@mext.go.jp

9. 応募者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- *① 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。

[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。]

1-2 調査分析

- *① 調査の内容・対象について、本事業の趣旨に照らして適切な内容・相手及び数を具体的に記載していること。

[想定する調査内容の具体性や見込まれる有意性に応じて加点する]

- *② 調査結果の分析手法が具体的に記載されていて、その内容が適切であること。

- ③ 調査分析手法について、事前の調査等を基にした仮説が立てられているなど、成果が期待できるものであること。

[上記①～③の項目について、リカレント教育の効果や社会への影響の把握に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

1-3 指標開発

- *① 指標の開発に向けたアプローチの仕方が具体的に記載されていて、かつ実現性・妥当性があること。

[上記①の項目について、リカレント教育の効果や社会への影響に関する具体的評価に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

1-4 普及啓発

*① 普及啓発の手法が具体的に記載されていて、かつ実現性・妥当性があること。

[上記①の項目について、社会へのリカレント教育効果の周知・普及啓発に向けて成果が期待できる内容である場合は、その内容に応じて加点する。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

① 組織が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

2-2 組織の事業実施能力

*① 事業を遂行する人員および事業実施体制が確保されているか

[幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する]

*② 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有しているか

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

① 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する

3 事業担当予定者の経験・能力

3-1 事業担当予定者の類似業務の経験

① 事業担当予定者が、過去に類似の業務を実施した実績があれば、その内容により加点する

3-2 事業担当予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

*① 事業内容に関する知識・知見を有していること

② 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する

[上記①、②の項目について、その専門性や本事業への活用可能性に応じて加点する。]

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定を受けていること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]

◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。

◇ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。

◇ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するも

のとする)

5-1-① 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-② 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することを持って検査とする。

12. 守秘義務

受託者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受託者は、本調査業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-①の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-②の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-①の場合は「合計

額」と、5-1-②の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式第1号裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

15. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。